

参考資料 1

火薬類取締法施行規則第三十条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）（案）  
 ○火薬類取締法施行規則第三十条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等（昭和三十一年通商産業省告示第二百二十八号）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十条の規定により、避雷装置の位置、型式、構造、材質等を次のように定める。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 避雷装置の位置、型式、構造、材質等が、日本工業規格 A 四二〇一（二〇〇三）「建築物等の雷保護」に規定する外部雷保護システム（保護レベルⅡ以上）に適合する場合には、前各号の規定は、適用しない。</p>	<p>一～二十一 （略）</p> <p>（新設）</p>